

令和8年設楽町公告第4号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

設楽町津具地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年1月23日

設楽町長 土屋 浩

記

1 地図及び簿冊の名称

設楽町津具の一部の地籍図、地籍簿

2 地図は令和7年測量、簿冊は令和7年の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間 令和8年1月26日から 20日間
令和8年2月14日まで

4 閲覧場所 北設楽郡設楽町津具字下川原5番地1

設楽町役場 津具総合支所

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記閲覧期間内に、設楽町長に対し、訂正の申し出をすることができる。

6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

8 閲覧は、期間中毎日9時00分から17時00分までとする。